

第22期 第26回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日時 令和6年1月17日(水) 13:48~14:47

2. 場所 福岡県庁 漁業調整委員会室 (福岡市博多区東公園7番7号)
福岡市漁業協同組合唐泊支所 (福岡市西区大字宮浦273-12)
九州大学 (福岡市西区元岡744)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 9名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名
筑前海区漁業調整委員会事務局 3名
福岡県水産海洋技術センター 1名
福岡県漁業協同組合連合会 2名

5. 議題及び議決内容

(1) 小型いかつり漁業の許可方針の改正について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料1に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: 新規要望がある都度、許可方針の改正をおこなっているが、少し枠を多めに取っておくことはできないのか。

漁業管理課: 資源の状況や漁業調整上のトラブル回避のために、許可の可否を慎重に審査するため、許可枠を現状の漁業者数に合わせている。

(審議結果)

原案のとおり改正することを決定した。

(2) 筑前海区における新規の許可に係る制限措置及び申請期間について(諮問)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: いかつり漁業について、佐賀とは筑肥連合海区漁業調整委員会で許可枠を決めているが、長崎とはどのようにして話し合いがもたれているのか。

漁業管理課: 過去は相互に許可をしていたが、令和3年から長崎が福岡に枠の上限を設けたことから、その後福岡でも枠の上限を設定。考え方としては直近5カ年の許可実績の平均。

(審議結果)

原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

(3) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について(協議)

(説明)

事務局から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むこととした。

(4) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船(5トン以上)の操業について(協議)

(説明)

事務局から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

なし

(審議結果)

入漁許可枠は昨年と同じ20隻とし、筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むこととした。

(5) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について(協議)

(説明)

事務局から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

なし

(審議結果)

原案のとおり筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むこととした。

(6) 第39回筑肥漁場協議会について(報告)

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

なし

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について(報告)

(説明)

事務局から資料7-1に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

なし

(8) その他

(説明)

漁業管理課から、福岡市漁業協同組合から筑前海区漁業調整委員会会長宛に出された「カマスを目的とした流し刺し網漁業の許可について」の要望書について説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：資源に問題がなく、漁業調整上もトラブル等もないのであれば、生産が上がることを目的に許可を出していくことは良い。

委員：漁業者は少しでも採ろうと思って工夫し、名前がついている許可とは違うような網の形にして、後々トラブルになることがあるので、はっきり漁具が判別しやすいように工夫をされた方が良い。

漁業管理課：きす流し刺し網の延長線上の漁具となっており、操業時間の棲み分けなどできず流し刺し網の許可を持っている漁業者に限ることにして、過度な工夫を抑えたいと考えている。